

金融先物取引業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ. 金融先物取引業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－１ 経営管理 (略)</p> <p>(１) 主な着眼点 金融先物取引業者の経営にとって重大な役割を果たすべき代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、<u>委員会等設置会社</u>における各委員会及び執行役、理事長、理事、監事並びに内部監査部門等が、その機能を適切に発揮し、与えられた責務を全うしているかどうか留意して監督するものとする。</p> <p>具体的には、金融先物取引業者に対するヒアリングのほか、検査結果通知のフォローアップ、金融先物事故等届出書の受理等の通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。</p> <p>(２) (略)</p> <p>Ⅲ－１－５ 内部委任</p> <p>(１) 金融庁長官への協議 (略) ①～⑦ (略)</p>	<p>Ⅱ. 金融先物取引業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－１ 経営管理 (略)</p> <p>(１) 主な着眼点 金融先物取引業者の経営にとって重大な役割を果たすべき代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、<u>委員会設置会社</u>における各委員会及び執行役、理事長、理事、監事並びに内部監査部門等が、その機能を適切に発揮し、与えられた責務を全うしているかどうか留意して監督するものとする。</p> <p>具体的には、金融先物取引業者に対するヒアリングのほか、検査結果通知のフォローアップ、金融先物事故等届出書の受理等の通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。</p> <p>(２) (略)</p> <p>Ⅲ－１－５ 内部委任</p> <p>(１) 金融庁長官への協議 (略) ①～⑦ (略)</p>

金融先物取引業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>⑧ 法第87条第4項の規定による取締役若しくは執行役又は監査役の解任命令 ⑨～⑭ (略)</p> <p>(2) 金融庁長官への報告 (略) ①～⑤ (略) ⑥ 財務局長は、財務局監理金融先物取引業者の前営業年度における登録免許税(登録免許税法第2条に規定する登録免許税)の納付状況を調査し、毎年4月30日までに金融庁長官へ報告すること。 ⑦ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ-1-7 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>Ⅲ-1-7-1 (略)</p> <p>Ⅲ-1-7-2 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) (略) (1) (略)</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ</p>	<p>⑧ 法第87条第4項の規定による取締役、<u>会計参与</u>、監査役又は執行役の解任命令 ⑨～⑭ (略)</p> <p>(2) 金融庁長官への報告 (略) ①～⑤ (略) ⑥ 財務局長は、財務局監理金融先物取引業者の前事業年度における登録免許税(登録免許税法第2条に規定する登録免許税)の納付状況を調査し、毎年4月30日までに金融庁長官へ報告すること。 ⑦ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ-1-7 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>Ⅲ-1-7-1 (略)</p> <p>Ⅲ-1-7-2 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) (略) (1) (略)</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ</p>

金融先物取引業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 回答 照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>Ⅲ－2 金融先物取引法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－2－1 登録</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 金融先物取引業者登録簿</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当</p>	<p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 回答 照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。<u>なお、いずれの場合においても、できるだけ早く回答するよう努めることとする。</u></p> <p>イ. ～ハ.</p> <p>⑤ (略)</p> <p>Ⅲ－2 金融先物取引法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－2－1 登録</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 金融先物取引業者登録簿</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当</p>

金融先物取引業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>該届出書に添付される登録申請書の変更面と金融先物取引業者登録簿の当該面を差し替えるものとする。</p> <p>なお、新株予約権付社債を発行している金融先物取引業者の新株予約権の行使による<u>資本の額</u>の変更届出書については、毎月末における<u>資本の額</u>を翌月15日までに提出させ、1カ月ごとに当該金融先物取引業者登録簿を差し替えるものとする。</p> <p>③～⑧ (略)</p>	<p>該届出書に添付される登録申請書の変更面と金融先物取引業者登録簿の当該面を差し替えるものとする。</p> <p>なお、新株予約権付社債を発行している金融先物取引業者の新株予約権の行使による<u>資本金の額</u>の変更届出書については、毎月末における<u>資本金の額</u>を翌月15日までに提出させ、1カ月ごとに当該金融先物取引業者登録簿を差し替えるものとする。</p> <p>③～⑧ (略)</p>